

尼崎市エネルギーの地産地消促進事業仕様書

この仕様書は、「尼崎市エネルギーの地産地消促進事業」（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、別途締結する協定のほか、必要な事項を定める。

1 用語の定義

この仕様書で用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) クリーンセンター 尼崎市立クリーンセンター第2工場をいう。
- (2) 余剰電力 クリーンセンターで発電した電力のうち、同施設内で使用した電力以外の電力をいう。
- (3) 自己託送 資源エネルギー庁「自己託送に係る指針」により自家用発電所有者が発電した電力を一般送配電事業者の送配電ネットワーク経由で別の場所にある自ら若しくは自らと密接な関係性を有する者の需要施設に送電する制度をいう。
- (4) 託送施設 本市が指定する、自己託送により電力の供給を受ける公共施設をいう。
- (5) 負荷追従電力 小売電気事業者（受注者）を介して託送施設に供給される余剰電力をいう。
- (6) 地産地消電力 小売電気事業者（受注者）を介して市内事業者に供給される余剰電力をいう。
- (7) 広域機関 電力広域的運営推進機関をいう。

2 事業概要

本事業は、余剰電力を自己託送電力及び負荷追従電力として託送施設に供給するとともに、「ECO 未来都市・尼崎」共同宣言を行っている地域の金融機関である尼崎信用金庫と連携し、地産地消電力として市内事業者に供給することで市内の産業・業務部門 CO2 排出量の削減を図るものである。

3 事業内容

受注者は、余剰電力全量を買取るものとする。買い取った余剰電力は、自己託送電力を含むものとし自己託送により託送施設（3 (6) の表 1 とおり）に供給するとともに、不足する電力は負荷追従電力を供給するものとする。また、受注者は、市内事業者に地産地消電力を供給するものとする。

(1) 余剰電力供給施設

クリーンセンター（尼崎市東海岸町 1 6 番地 1）

(2) 余剰電力供給地点

7 7 kV 地中引込線立ち上がり直結コネクタ（L 型）の端末接続端子（責任分界点）

(3) 接続電力系統

関西電力送配電株式会社

(4) 仕様

ア 供給方式 交流 3 相 3 線式、77kV、60Hz、常用線・予備線（2 回線）

イ 発電設備 蒸気タービン 1 台：14, 100kW、一般廃棄物発電

ウ 契約電力 最大受電電力：4, 350kW、自家発補給電力：1, 060kW

エ 送電電力 最大送電電力：7, 050kW

オ 既設電力量計 遠隔自動検針装置による（一般送配電事業者所有）

なお、計量器については令和 6 年度に更新済み（V C T は校正済）

カ 発電側課金における系統設備効率化割引

関西電力送配電株式会社の系統連系受電サービス割引区分は A-2 適用

(5) 余剰電力量（R8 年度余剰予定量） 29, 374, 728kWh

（内訳）バイオマス電力量（卒 FIT 電力量） 14, 026, 433kWh

非バイオマス電力量 15, 348, 295kWh

(6) 託送施設及び託送予定量

託送施設及び託送予定量は次のとおり。

(表 1)

託送施設	需要場所	予定契約電力(kW)	予定電気使用量(kWh)(R5実績)
尼崎市本庁舎	尼崎市東七松町 1丁目23-1	常用：1,430 予備：1,430	1,995,743
尼崎市立資源リサイクルセンター	尼崎市東海岸町 23-1	常用：850	1,235,081
尼崎市神崎浄水場	尼崎市次屋4丁 目6-1	常用：950 予備：950	4,314,419
尼崎市柴島取水場	大阪市東淀川区 東淡路1丁目7-7	常用：135 予備：135	663,724
尼崎市野間ポンプ場	伊丹市野間1丁 目1-14	常用：304 予備：304	1,320,408

(参考) 別紙1「託送施設 30 分需要電力量実績」、別紙2「電力使用計画（令和5年度実績）」

(7) 負荷追従電力の供給先及び電力種別

自己託送で賄えない電力は、負荷追従電力を供給するものとする。また、供給する電力は、非バイオマス電力を率先して供給するものとし、不足分は受注者自ら電力調達する。

(8) 地産地消電力の供給先及び電力種別

地産地消電力の供給先（市内事業者）については、受注者が確保するものとする。また、供給する電力は、バイオマス電力を率先して供給するものとし、不足分は受注者自ら電力調達する。

4 事業実施期間

協定締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、特段の事情がない限り、本事業協定については令和13年3月31日まで継続可能とする。

5 余剰電力の内訳

(1) 余剰電力月間予定量（令和7年度計画量、バイオマス比率47.750%）

(表 2)

月	(非再生可能エネルギー＋再生可能エネルギー) 相当分電力量 (参考)			
	昼間時間帯 (kWh)	夜間時間帯 (kWh)	重負荷時間帯 (kWh)	合 計 (kWh)
4 月	2,000,950	2,115,290	0	4,116,240
5 月	729,358	1,102,010	0	1,831,368
6 月	305,494	298,730	0	604,224
7 月	581,308	1,274,272	581,308	2,436,888
8 月	788,543	1,691,426	788,543	3,268,512
9 月	49,413	86,694	49,413	185,520
10 月	2,080,988	2,172,460	0	4,253,448
11 月	1,920,912	2,195,328	0	4,116,240
12 月	216,062	202,642	0	418,704
1 月	1,770,230	1,813,282	0	3,583,512
2 月	98,826	207,798	0	306,624
3 月	2,000,950	2,252,498	0	4,253,448
合計	12,543,034	15,412,430	1,419,264	29,374,728

※余剰電力量は実績をもとに算出した年間予定量であり、保証するものではない。

時間帯	定義
重負荷時間帯	毎年7月1日から9月30日までの毎日午前10時から午後5時までの時間。 ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く。
昼間時間帯	毎日午前8時から午後10時までの時間。 ただし、重負荷時間帯および下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く。
夜間時間帯	重負荷時間帯及び昼間時間帯以外の時間。

※日祝日等とは、次に掲げる日とする。

- ・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日

(参考) 別紙3「クリーンセンター30分発電電力量実績(余剰電力)」

(2) バイオマス比率

過去5年間のバイオマス比率については、表3のとおり。

(表3)

実績年度	バイオマス比率(%)※
令和元年度	50.617
令和2年度	54.032
令和3年度	51.101
令和4年度	45.581
令和5年度	46.887
令和6年度	47.294

※バイオマス比率については、再エネ特措法に基づく桁数表示

(3) 卒FIT電源

本施設は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下、「再エネ特措法」という。)に規定されるバイオマス発電設備の認定を受けているが、令和7年11月に再エネ特措法で定められた買取期間を満了し、卒FIT電源としての再生可能エネルギー電力についても、本仕様書の売却に適用するものとする。

(4) 非化石価値の帰属

売却電力には非化石価値を含むものとし、その付加価値は全て受注者に帰属する。なお、本市は、毎月ごみ質の組成分析結果によるバイオマス比率を算定する。ただし、非化石価値認定を必要とする場合は、受注者が本市に代わって手続きを行うものとする。

(5) 事業予定価格(提案下限価格)

182,470千円/年(税込)

(6) 余剰電力売却価格

事業予定価格を下限とし、様式第6号にて提案された価格(税込価格)を売却価格とする。

この売却価格単価は、重負荷、昼間、夜間の時間帯別料金を適用し、燃料調整費、電力売却にあたって発生する発電インバランス料金(自己託送除く)を含み、別途清算を行わないものとする。

(7) 余剰電力売却契約

受注者は、余剰電力について毎年、本市と売却契約を締結するものとする。

契約は、単価契約とし見積書の単価とする。なお、契約更新後の売却単価(売却価格)は、年度ごとに協議し決定するものとする。

(8) 余剰電力売却にかかる契約期間

契約締結期間は、令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとし、原則として1年

ごとに更新するものとする。

(9) その他特記事項

ア 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに従うものとし、受注者及び本市との協議により定めるものとする。

イ 本事業の発注者選定後、電気事業法及び再生可能エネルギー特別措置法等の内容に変更が生じた場合は、双方協議の上、必要に応じ本仕様書内容を見直すことができるものとする。

ウ 一般送配電事業者との託送約款に基づく発電側課金において、余剰電力を自己託送した電力相当分については本市が支払うものとし、それ以外は、受注者が負担するものとする。なお、支払い方法、通知方法については協議により定めるものとする。

6 託送施設への電力供給

(1) 受注者は、自己託送により託送施設に電力供給するとともに、これに係る電力の運用・需給管理等を行う。

(2) 電力供給期間及び供給する電力

ア 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

託送施設においては、令和7年9月末まで他との電力需給契約があることから、本期間については、受注者が全電力量を調達し、託送施設へ供給するものとする。この電力については、非化石価値の有無は問わないものとする。

なお、本事業の協定締結日から令和8年3月31日までは、自己託送事業開始に向けた一般送配電事業者、広域機関への申請等や地産地消電力を供給する市内事業者の募集・選定や、電力供給契約等に係る準備期間とする。

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

受注者は、余剰電力を託送施設へ自己託送するための運用・需給管理等業務を行うものとする。

また、自己託送で賄えない電力は、負荷追従電力を供給するものとする。

(3) 自己託送に向けた手続き

ア 利用開始前手続き

受注者は、自己託送の開始に必要な申請手続きを行うものとする。なお、やむを得ない事由等により、令和8年4月1日に自己託送が開始出来ない場合は、各施設で使用する電力全量を余剰電力、又は受注者が調達した電力にて供給するものとする。

イ 各種計画の提出

受注者は、広域機関が定める業務規程及び当該地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、自己託送実施に当たって必要な各種計画を作成、提出すること。なお、提出にあたっては提出期限、提出方法及び提出フォーマット等を遵守すること。

ウ インバランス料金の精算

受注者は、託送電力計画に基づく同時同量を達成するため、適正な需給管理等業務を実施するとともに、インバランス費用が生じた場合は、本市に代わって一般送配電事業者と清算するものとする。なお、一般送配電事業者から電力の補給（以下「補給インバランス」という。）、または余剰電力の買取（以下「余剰インバランス」という。）を受け、当該月の補給インバランス料金が余剰インバランス料金を上回った場合の料金は受注者が負担し、下回った場合の料金は本市の収入とする。収入がある場合の受注者から本市への清算方法については、双方協議のうえ決定することとする。

エ 自己託送の託送料金の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、接続供給契約等における料金（託送料金）は本市に代わって負担し、代理で支払った託送料金は別途、託送施設への電気料金に含めて清算するものとする。その他、必要な金銭債務（本市に起因し生ずる工事費負担等の金銭債務を除く）が発生した場合は、双方協議のうえ負担割合を決定するものとする。

オ 託送計画値の算出

自己託送における各種計画の値は、企画提案書及び託送施設の需給予測に基づいて算出するものとする。また、作成した各種計画については、受注者から本市へ提出するものとし、両者協議により自己託送する電力量を確定したのち、広域機関に提出するものとする。

なお、年間計画及び月間計画は、加工可能な電子データ（例 Microsoftエクセル形式）にて、クリーンセンターに電子メールで提出することとする。

カ 実績報告

受注者は、託送施設への電力供給について、前月の実績報告を翌月末日まで提出すること。提出方法及び送付先はオと同様とする。実績報告には、以下の各項目を記載すること。但し(ウ)に関しては4半期毎の報告とする。

- (ア) 託送施設毎の自己託送計画電力量
- (イ) 託送施設毎の自己託送実績電力量及び金額
- (ウ) 契約前提案時の自己託送電力量との比較（契約前提案時の自己託送電力量を大幅に達成できなかった場合は、その原因を分析し、分析結果の報告と運用改善策の提案を行うものとする。）

キ その他

受注者は、当該仕様書に記載のない事項であっても当該事業を履行するために必要な全ての需給管理等業務（発電整備の管理・運転に係る業務を除く）を行うものとする。

(4) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(5) 電力量等の検針方法

当該地域を管轄する一般送配電事業者の検針方法に準じるものとする。なお、現行の検針方法（一般送配電事業者の計量装置）は、自動検針（いわゆるスマートメーターにより、一般送配電事業者へ光ファイバーまたは携帯電話方式で検針データを送信）となっている。

(6) 電力料金

電力料金は、様式第6号「売電供給提案価格」にて提案された単価により算出するものとする。

(7) 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。

単位は整数とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合にはその瞬間力率は100%とする。）。平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率 (\%)} = \text{有効電力量} \div \sqrt{\{ (\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2 \}} \times 100$$

(8) 燃料費調整額及び市場価格調整額

ア 燃料費調整額とは、一定期間内の発電コストの変動に伴い、基準とする電力量料金の契約単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その範囲は当該地域を管轄とするみなし小売電気事業者（関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。））の、電気供給条件に適用される燃料費調整額を超えないものとする。

イ 市場価格調整額とは、日本卸電力取引市場（JPEX）のスポット市場からの調達による価格変動

に伴い、各社の基準となる電力量単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その範囲は関西電力の、電気供給条件に適用される市場価格調整額を超えないものとする。

※燃料費調整額、市場価格調整額は関西電力の令和7年4月1日より適用される、特別高圧・高圧分野の標準メニューにおける価格とする。以後、標準メニューの改定等があった場合は双方協議のうえ、内容を見直すものとする。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法に基づく賦課金のことで、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を指し、経済産業省が定める単価とする。

(10) 負荷追従電力

ア 一般送配電事業者と託送供給等に関する契約を締結し、小売電気事業者の電力供給設備に事故等が発生した際にも安定的な電力供給を可能とする体制を構築するものとする。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関西電力が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）によるものとする。

ウ 非常用発電機を有している、又は予備電源が必要な託送施設は別紙4「託送施設概要」に記載したとおりである。

エ 当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更があり、当該使用内容に見直しが必要な場合、双方協議のうえ、関連する料金等の変更を行うことができるものとする。

(11) 自己託送の電力区分

自己託送する電力の料金単価は、時間帯別売電単価とする。また、当該地域を管轄とする一般送配電事業者の託送等供給約款が定める損失率、接続送電サービス料金を基に計算し、需給管理等費用単価を自己託送電力量に乗じて算出することとする。計算方法については「(14) 託送施設料金の算定」のとおりとする。

(12) 託送施設への請求

託送施設の電気料金（以下、「施設料金」という。）は、受注者が、毎月、負荷追従電気料金（燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む）と自己託送料金（需給管理業務に係る経費、託送料金を含む）を算出し、託送施設に請求するものとする。

(13) 託送施設料金の支払期日及び方法

受注者は、各託送施設管理者に1月ごとにその月の検針日の翌日から10日以内（ただし、4月分、12月分、ならびにやむをえない場合は15日以内）に前月分の施設料金の支払いを請求するものとし、各託送施設管理者は、当該請求書が適法であると認めたときは、検針日から30日以内にその前月の施設料金を支払うものとする。なお、支払方法については口座振替とする。

ただし、口座振替に対応していない託送施設については、口座振込により支払処理を行うことができるものとする。また、支払期日が銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日とする。なお、翌日が休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

通常、支払手続には日時を要するため、すみやかに口座振替手続又は請求手続を行うこと。請求手続に伴い必要となる請求書や納付書の発行に必要な帳票手数料については、請求を行わないものとする。

請求書の送付先については、別紙4「託送施設概要」のとおりとする。

なお、上記の支払期日での清算が難しい場合は、双方協議のうえ期日を決定することとする。

(14) 託送施設料金の算定

ア 令和8年4月1日以降の料金は時間帯別区分とし、次のとおりとする。

(ア) 重負荷時間

毎年7月1日から9月30日までの毎日午前10時から午後5時までの時間。ただし、以下に定める「日祝日等」における時間帯を除く。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、重負荷時間帯および下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く。

(ウ) 夜間時間

重負荷時間帯及び昼間時間帯以外の時間。

※日祝日等とは、次に掲げる日とする。

- ・日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日

施設料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の託送電力量により、次の計算方法で行う。

・施設料金＝負荷追従電気料金※1＋自己託送料金※2

※1 負荷追従電気料金＝基本料金※3＋負荷追従電力量料金※4＋再生可能エネルギー発電促進賦課金※5

※2 自己託送料金＝自己託送料金単価※6×自己託送電力量/（1－損失率※7）＋（接続送電サービス電力量料金単価＋需給管理等費用単価）×自己託送電力量
（自己託送に係る基本料金は流通費用調整額を本市へ請求する料金にて調整）

※3 基本料金＝常用電力基本料金単価×契約電力×（185％－力率）＋予備電力基本料金単価×契約電力

※4 負荷追従電力量料金＝（負荷追従料金単価＋燃料費調整額＋市場価格調整額）×負荷追従電力量

※5 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×負荷追従電力量

※6 自己託送料金単価＝時間帯別売電単価

※7 損失率＝（高圧4.2％、特別高圧2.9％）

イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの料金は季節別区分とし、次のとおりとする。

(ア) 夏季料金

毎年7月1日～9月30日の期間に使用した電力量には夏季料金を適用する。

(イ) その他季料金

10月1日～翌年の3月31日の期間に使用した電力量はその他季料金を適用する。

電気料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により、次の計算方法で行う。

・電気料金＝基本料金※3＋電力量料金※8＋再生可能エネルギー発電促進賦課金※9

※8 電力量料金＝（電力量料金単価＋燃料費調整単価＋市場価格調整単価）×使用電力量

※9 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

(15) 契約電力を超過した場合

契約電力が500kW以上の託送施設(※)において、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合受注者及び一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給している場合は、当該一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、受注者の請求により本市が契約超過金を支払うものとする。

※契約電力が500kW未満の託送施設の場合、見積書作成の設定上の契約電力は、別紙2「電力使用計画（令和5年度実績）」とするが、供給開始後の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(16) 臨時精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は臨時精算金を本市へ請求することができるものとする。なお、臨時精算金の算定は、電力需給契約書において定めるものとし、定めがない場合は臨時精算金を請求することができない。

(17) 電力需給契約

受注者は、託送施設毎に電力需給契約を締結するものとする。

契約は単価契約とし、見積書の単価とする。ただし、契約更新後の単価については、年度ごとに協議し決定するものとする。

(18) 契約期間

ア 託送施設への電力供給期間（非化石価値の有無は問わない）

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

イ 託送施設への自己託送及び負荷追従電力供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約締結後は、双方協議のうえ1年毎に更新するものとする。

(19) その他

ア 電力需給に係る条件等の詳細については、電力需給契約書において定めるものとする。

イ 契約期間中の年間余剰電力量及び託送施設の需要電力量について、各年間実績電力量に達しない場合であっても、各種電気料金の追加請求等を行わないものとする。

ウ 受注者は、各月の電気使用量（日別・時間帯別）を加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、市が指定する施設に電子メールで提出すること。

エ 非化石価値の付加を確認出来る資料の提出方法等の詳細については、双方協議のうえ定めるものとする。

オ 受注者は、本市、関西電力送配電株式会社と自己託送に係る運用申合書を速やかに締結し、令和8年4月1日から自己託送が行えるように努めること。なお、運用申合書内で定める流通費用調整額については、本市へ請求する料金にて調整するものとする。

7 市内事業者への地産地消電力の供給

余剰電力のうち、バイオマス電力（非化石証書等を付けた実質再生可能エネルギー電力）を率先して市内事業者へ供給するものとする。

(1) 地産地消電力供給体制の構築

受注者は、様式第4号「提案書」にて提案された方法により、地産地消電力の供給体制を構築するものとする。

(2) 供給先の選定

供給先の市内事業者については、脱炭素経営に取り組む事業者とし、様式第4号「提案書」にて提案された方法により、受注者が募集し選定すること。ただし、募集の広報については、本市と受注者

が協議・連携して実施するものとする。

(3) 供給可能電力量

市内事業者への電力供給量は、余剰電力から託送施設への電力供給量を除いた電力量とする。

予定供給可能電力量 19,845,353kWh

※実際の供給量は発電側や需要側の変動を考慮し、閾値80%を乗じた量を目安とする。

(4) 地産地消電力料金

地産地消電力料金は、関西電力標準価格を上限とし、原則として様式第4号「提案書」にて提案された価格とし、特段の事情がない限り、その価格を上回るような変更等は認めない。

(5) 電力供給開始日

令和8年4月1日

(6) 電力需給契約

受注者は、需要家毎に電力需給契約を締結する。

(7) 契約期間・契約更新

契約期間及び契約更新は、受注者・需要家双方協議のうえ決定するものとする。

(8) 供給先の報告

受注者は、市内事業者と電力需給契約を締結したときは、契約内容について速やかに本市に報告すること。

(9) 実績報告

市内事業者への電力供給状況について、年度毎に実績報告書を本市へ提出するものとする。その際、受注者にて行った支援策等があれば、併せて報告するものとする。

8 再委託について

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。

(3) 受注者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。

(4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。

(5) 受注者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。

9 その他

本事業の遂行に際し、本市と受注者は定期的に協議等を行うものとし、この仕様に定めのない事項等が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

以 上